

、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載する。

③ 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。

4 理学療法（1）及び作業療法（1）

（1）専任の常勤医師が2名以上勤務すること。

（2）専従の理学療法士が5名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではない。

（3）専従の作業療法士が3名以上勤務すること。ただし、医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤作業療法士との兼任ではない。

（4）治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法に要する専用の施設の広さが300平方メートル以上であり、かつ作業療法に要する専用の施設の広さが100平方メートル以上であること。なお、専用の施設には、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項及び第2項の規定による療養型病床群を有する医療機関に置くべきこととされている機能訓練室（以下「機能訓練室」という。）を充てて差し支えない。

（5）当該訓練を行うために必要な器械、器具を次のとおり具備していること。

① 理学療法について（代表的なもの）

訓練マットとその付属品、治療台、傾斜台、平行棒、肋木、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種杖、バーベル又は亜鈴、各種測定器具（角度計、握力計等）、ホットバック及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器

② 作業療法について

作業名	器具等の基準（例示）
木工	一般木工道具、足踏式木工器具、作業台等
金工	金工小道具、万力、金床等
治療用ゲーム	駒、輪投げ用具、絵合わせ用具、ピンポン用具等
手工芸	織機、造形用ろくろ等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備

（6）看護職員・介護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の人員に関する基準を満たしていること。

(7) 届出に関する事項

- ① 総合リハビリテーションの施設基準に係る届出は、別添様式 8 を用いること。
- ② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添様式 7 を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有するものである場合はその旨を備考欄に記載すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 理学療法(II)

- (1) 専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ一人以上勤務する。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。
- (2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは100平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。
- (3) 当該訓練を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備する。
(代表的なもの)
訓練マットとその付属品、治療台、傾斜台、平行棒、肋木、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種杖、バーベル又は亜鈴、各種測定用器具（角度計、握力計等）、ホットバック及びその加温装置、パラフィン浴、高周波治療器、渦流浴、赤外線、電気刺激治療器

(4) 届出に関する事項

4の(7)と同じである。

6 理学療法(III)

- (1) 次に掲げる要件のいずれをも満たしていること。
 - ① 医師及び週2日以上勤務する理学療法士がそれぞれ1人以上勤務している。
 - ② 専従する理学療法の経験を有する従事者が1人以上勤務している。ただし、①に掲げる理学療法士が専従の場合にあっては、この限りではない。
- (2) 45平方メートル以上の専用の施設を有すること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 運動療法を行うに必要な専用の器械・器具を次のとおり具備していること。

訓練マットとその付属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用器具（角度計、握力計等）

(4) 届出に関する事項

4の(7)と同じである。

7 作業療法(II)

(1) 5の(1)と同様である。ただし、理学療法士とあるのは作業療法士と読み替える。

(2) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、75平方メートル以上とする。なお、専用の施設には機能訓練室を充てて差し支えない。

(3) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備している。

作業名	器具等の基準（例示）
木工	一般木工道具、足踏式木工器具、作業台等
金工	金工小道具、万力、金床等
治療用ゲーム	駒、輪投げ用具、綜合わせ用具、ピンポン用具等
手工芸	織機、造形用ろくろ等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備

(4) 届出に関する事項

4の(7)と同じである。

8 精神科作業療法

(1) 作業療法士は、専従者として最低1人が必要である。

(2) 患者数は、作業療法士1人に対しては、1日75人を標準とする。

(3) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して75平方メートルを基準とする。

(4) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を次のとおり具備する。

作業名	器具等の基準 (例示)
手工芸	織機、編機、ミシン、ろくろ等
木工	作業台、塗装具、工具等
印刷	印刷器具、タイプライター等
日常生活動作	各種日常生活動作用設備
農耕又は園芸	農具又は園芸用具等

(5) 精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師（非常勤で良い。）の指示の下に実施するものとする。

(6) 届出に関する事項

- ① 精神科作業療法の施設基準に係る届出は、別添様式9を用いること。
- ② 当該治療に従事する医師、理学療法士又は作業療法士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添様式7を用いて提出すること。
- ③ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

様式 1

入院診療計画書

(患者氏名)

号

平成 年 月 日

病棟 (病室)	
主治医以外の担当者名	
病名 (他に考え得る病名)	
症状 治療により改善すべき点等	
全身状態の評価 (ADLの評価を含む)	
治療計画 (定期的検査、日常生活機能の保持・回復、入院治療の目標等を含む)	
リハビリテーションの計画 (目標を含む)	
栄養摂取に関する計画	
感染症、皮膚潰瘍等の皮膚疾患に関する対策 (予防対策を含む)	
その他 (看護計画、退院に向けた支援計画、入院期間の見込み等)	

注) 上記内容は、現時点で考えられるものであり、今後、状態の変化等に応じて変わり得るものである。

(主治医氏名)

様式2

紹介先医療機関等名

担当医 科 股

平成 年 月 日

紹介元医療機関の所在地及び名称
電話番号

医師氏名 印

患者氏名									
患者住所									
電話番号								性別	男・女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	(歳)	職業			

傷病名	
-----	--

紹介目的	
------	--

既往歴及び家族歴	
----------	--

症状経過及び検査結果	
------------	--

治療経過	
------	--

現在の処方	
-------	--

備考	
----	--

- 備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険業局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。